

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3，4号機運転差止請求控訴事件

1 審原告 松田正 外186名

1 審被告 関西電力株式会社

控訴審第20準備書面

2016年6月1日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同 弁護士 笠原一浩

ほか

1 熊本地震について

熊本地震では、2016年4月14日に震源の深さ11キロでM6.5の地震（前震）が、同月16日に震源の深さ12キロでM7.3の地震（本震）が発生し、その後も現在まで無数の余震が続いている。

防災科学技術研究所の強震観測網である K-NET・KiK-net によれば、益城観測点KMMH16の地表面における最大加速度は、M6.5の前震では3成分合計値1,580ガル、上下動で1399ガルを記録した。さらに、M7.3の本震では3成分合計値1,362ガルを記録した。

余震についても、震度1から6まで観測されており、2016年5月4日時点で、震度6強が2回、震度6弱が3回、震度5強が4回、震度5弱が7回、震度4が81回も観測されている（NHKニュースによる）。このように、本震後も、かなり

の震度の余震が繰り返し起きている。しかも、震源が熊本県阿蘇や大分県まで及んでおり、気象庁自身が、「今までの経験則から外れている地震」と述べている（2016年4月16日朝日新聞）。この気象庁のコメントは、気象庁の言う「今までの経験則」なるものが、極めてわずかな期間の観測記録に基づく、極めて不十分な「経験則」でしかなかったことを示しているが、さらには気象庁が、そのわずかな期間の「経験則」にいかにも縛られているかも示すものとなっている。

2 震源を特定せず策定する地震動評価への影響

「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の現在の運用上は、「震源を特定せず策定する地震動」について、事実上、震源と活断層を関連付けることが困難な過去の内陸地殻内の地震の観測記録だけを使って応答スペクトルが策定されている。

しかし、今回の熊本地震のうち、最初に起きたM6.5の前震は、仮に日奈久断層と関連付けられるとしても、震源の位置も規模も事前に推定できず、地表地震断層が出現しないことも多い規模の地震であるから、その震源近傍の地震動観測記録は、地震記録の少なさを補うために、「各種の不確かさの考慮」として、「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」（審査ガイド4.2.1（2））を検討する上でも参照とすべきものである。ここでM6.5はM_j6.5であり、M_w6.5ではないから、M_w6.5未満の地震を考慮すべき「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」としても、最大規模の地震ではないことに留意する必要がある。それでも、この地震では、地表の観測点で1,580ガルという極めて大きな地震動を観測した。

また、この程度の大きさの地震であれば、地震動は極めて局所的に大きくなることが、留萌支庁南部地震の例でも明らかとなっている。観測された地震動が、この前震の最大地震動であるとは言えず、さらに大きな地震動が発生したととらえるのが正しい。

長沢啓行大阪府立大学名誉教授によると、益城観測点の震央距離は約6 kmであり、独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）作成の「震源を特定しにくい地震による地震動の検討に関する報告書（平成16年度）」（甲204）を参照すると、熊本地震の前震における最大の地震動は、はざとり波換算で1,000ガルを大きく超える可能性が高い（甲261「若狭ネット」第160号19頁・右段第1段落）。

一審被告は、基準地震動として最大856ガルの応答スペクトルを設定しているが、熊本地震の前震と同様の地震が本件原発の直下ないし近傍で起こった場合、この基準地震動を大きく超える可能性が高い。

3 地震動予測式のばらつきについて

長沢啓行大阪府立大学名誉教授によると、熊本地震の前震の益城観測点の地下地震観測記録（南北方向237ガル）（M6.5，等価震源距離約13 km）を2倍することで推定されるはざとり波応答スペクトル（約470ガル）は、川内原発の市来断層帯市来区間（M7.2，等価震源距離14.29 km）の耐専スペクトル（内陸補正なし）（約460ガル）とほぼ等しい（甲「若狭ネット」第160号19～22頁）。

このことは、一審被告が「信頼性が高い」と評価する耐専スペクトルでさえも、ばらつきはかなり大きいことを示唆している。M6を超えるような規模の地震が大飯原発近傍で生じた場合、距離減衰式その他の強震動予測手法のばらつきを十分に考えておかなければ、基準地震動を大きく上回る地震動が本件原発を襲う事態は、現実に生じ得る。

4 連続的に発生する地震動

熊本地震では近接した2つの異なる活断層が連鎖的に活動し、同じ場所で連続的に極めて大きな地震動を観測した。このことを踏まえれば、大飯原発敷地直下のM

6.5程度の地震の直後、F O - A ~ F O - B ~ 熊川断層やF C - C断層が活動し、極めて大きな地震動が相次いで大飯原発を襲う可能性も考えなければならない。その場合、前震に辛うじて耐えていた施設が本震に耐えられず損壊することや、過酷事故対応及び避難行動の大きな障害となることが考えられる。

5 小括

熊本地震については、これからその詳細が科学的に分析されることを待つ必要があるが、現時点で判明していることだけでも、大飯原発の運転差止を認めるべき理由になり得るものである。

しかし、未だ熊本地震の詳細は明らかにはなっていないので、一番原告らとしては、今後、熊本地震の詳細が明らかになることを待って、本準備書面の内容をさらに敷衍して主張する予定である。

以 上